

2022年11月15日

お客様各位

岡三証券株式会社

一般債取引に関する重要な変更のお知らせ
(フェイルチャージ導入に係る事前通知)

貴社との一般債取引に関する重要な変更についてお知らせいたします。

先般、日本証券業協会において、「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が一部改正され、2022年12月1日より、一般債のフェイルに関する市場慣行の見直しが実施される予定です^(注1)。この見直しにより、DVP決済を前提とした全ての一般債取引において発生するフェイルについて、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ(「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める手続きに従って、フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。)を請求できることとなります(以下、この市場慣行を「フェイルチャージ慣行」といいます。)

弊社は、フェイルチャージ慣行を貴社との取引に適用することとし、貴社と弊社との間で行うDVP決済を前提とした一般債取引については、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、下記のとおり取り扱われるものとしたく、お知らせいたします。

(注1) 日本証券業協会では、一般債のフェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、「一般債の振替決済に関するガイドライン」の一部改正を行い、一般債のフェイルチャージに関する市場慣行を策定しています。当該改正では、「フェイルに関するガイドライン」において、一般債のフェイルチャージの取扱いが新たに定められたほか、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の対象に一般債が追加され、フェイルチャージの導入方法やフェイルチャージの計算・請求、受払いなどを行うための標準的な手続きを定めています。なお、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージに関する手続きのほか、一般債の現金担保付債券貸借取引については、フェイル時の取扱いを明確にするため、「フェイルに関する覚書」を参考に、取引当事者間で作成した覚書を新たに締結することを推奨しています。

記

貴社及び弊社は、貴社と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、一般債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした一般債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)) について、2022 年 11 月 28 日（以下「確認日」といいます。）までに貴社からフェイルチャージ慣行を適用することについて格別のお申出がなく、確認日の翌営業日以降に新たな取引を約定したとき（以下、約定日を「基準日」といいます。）は、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、貴社は、2022 年 12 月 1 日^(注2)（以下「適用開始日」といいます。）以降に行われるすべての決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されることに同意したものとみなされます。同様に、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、弊社も適用開始日以降に行われるすべての決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されることに同意したものとみなされます。ただし、基準日が適用開始日以降のときは、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されるものとしします。

なお、貴社及び弊社は、一つ又は複数のフェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、貴社及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。

本フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しくお願ひ申し上げます。なお、上記の変更につきましてご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

以上

(注2) 日本証券業協会では、フェイル慣行を見直し、一般債のフェイルチャージ慣行を 2022 年 12 月 1 日より市場慣行として導入する予定です。